

## 保険業法等の一部を改正する法律案要綱

### 第一 保険業法の一部改正

#### 一 保険業の定義から除外される保険の引受けを行う事業の追加

二 1 の認定を受けている社団法人（法人でない社団で代表者の定めのあるものを含む。二において同じ。）が、その構成員又はその親族（政令で定める者に限る。二 1 (1)において同じ。）を相手方として行う保険の引受けの事業（保険期間が2年以内の政令で定める期間以内であって、保険金額が千万円を超えない範囲内において政令で定める金額以下の保険（政令で定めるものを除く。）のみの引受けを行うものに限る。）を、保険業法第2条第1項の「保険業」から除くものとする。

（保険業法第2条第1項第4号関係）

#### 二 一に係る内閣総理大臣の認定等

1 内閣総理大臣は、社団法人からの申請に基づき、当該申請に係る社団法人が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、当該社団法人についてその旨の認定をするものとする。

(1) 構成員又はその親族の福祉を増進するための事業を行うことを主たる目的とし、かつ、営利を目的としないこと。

(2) 当該社団法人が行う保険の引受けの事業が当該社団法人の主たる目的である事業と密接な関連を有すること。

(3) 当該社団法人が行う保険の引受けの事業の適正な実施を確保するための構成員による必要かつ適切な監督が行われること。

2 1 の認定は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとし、認定の更新については、1を準用するものとする。

3 2の更新の申請があった場合において、2の期間（以下3において「認定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、認定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有するものとする。

4 内閣総理大臣は、1の認定（2の認定の更新を含む。以下4及び5において同じ。）を受けた社団法人が次のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すものとする。

(1) 1の基準のいずれかに適合しなくなったと認められるとき。

(2) 不正の手段により1の認定を受けたとき。

5 内閣総理大臣は、1の認定又はその取消しに関し必要な調査をすることができるものとする。

（保険業法第308条の2関係）

### 三 罰則の新設

不正の手段により二 1 の認定（二 2 の認定の更新を含む。）を受けた者は、3 年以下の懲役若しくは 3 百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとする。

（保険業法第 3 1 5 条第 6 号関係）

## 第二 保険業法等の一部を改正する法律（平成 1 7 年法律第 3 8 号）の一部改正

### 一 経過措置に係る期間の延長

特定保険業を行っている者が、保険業法第 3 条第 1 項の規定にかかわらず引き続き特定保険業を行うことができる期間等を 1 年間延長するものとする。

（平成 1 7 年改正法附則第 2 条第 1 項、第 6 条第 1 項から第 3 項まで、第 8 条第 2 項並びに第 1 6 条第 1 項、第 1 7 項及び第 1 8 項関係）

### 二 第一の二 1 の認定を受けた特定保険業者に関する経過措置

1 第一の二 1 の認定を受けた特定保険業者は、当該認定を受けた日後においては、当該認定を受けた日から起算して 1 年を経過する日までの間（当該認定を受ける際に平成 1 7 年改正法附則第 2 条第 3 項の規定の適用を受けている場合にあつては、同項又は同条第 4 項の規定による日までの間）に、その業務及び財産の管理を行う保険契約のうち当該認定を受けて行う第一の一の保険の引受けの事業として締結することができる保険契約に該当するもの以外のものについて、保険会社（外国保険会社等を含む。以下 1 において同じ。）若しくは少額短期保険業者との契約により当該保険契約を移転し、又は保険会社若しくは少額短期保険業者との契約により当該保険契約に係る業務及び財産の管理の委託を行わなければならないものとする。

2 1 の特定保険業者が行う特定保険業及びこれに対する保険業法の規定の適用等について所要の規定を設けるものとする。

（平成 1 7 年改正法附則第 4 条の 2 関係）

### 第三 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第二の一は、公布の日から施行するものとする。

（附則第 1 項関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこと。